

## 仕 様 書

### 1 委託件名

令和6年度 Tokyo Tokyoアイコンを活用したPRグッズ（ボールペン）制作業務委託

### 2 目的

東京の観光PRを行うアイコンとキャッチフレーズを活用し、国内外にその浸透を図るため。

### 3 契約期間

令和6年4月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで

### 4 品名、数量及びデザイン

油性ボールペン 【70,000本】

デザインあり。別紙1を参照のこと。デザインの詳細については、契約締結後、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が電子データ(Adobe Illustrator形式)を受託者へ提供する。

### 5 納入期限

令和6年6月21日（金）

尚、納品日に変更が生じる場合は速やかにTCVBと協議のうえ進めること。

### 6 納品場所

指定の都内3カ所想定（具体的な送付先は別途連絡）

※商品の発送の際は、送り状に“東京ブランドPRツール（油性ボールペン）”と明記すること。

### 7 ボールペン仕様

パイロット アクロボール150 BAB-15F-WCBN

(1) サイズ 軸径 最大11.4mm(±1mm) × 全長142.0mm(±3mm)

重量 9.5g(±1g)

(2) 本体 ブランドロゴの記載がないものとする。またノック式のラバーグリップ付き（ボール径0.7mm）とすること。

本体軸・ノック部の色は白色、ラバーグリップも白色とする。グリップはタイヤパターンを施しているものとする。

本体軸への名入れは、パッド印刷による、3色印刷とすること。

詳細は別紙1を参照すること。名入れに使用するロゴマーク(aiデータ)については、契約締結後、TCVBが電子データを貸与する。

- (3) インク 黒色の油性染料インクで低粘度タイプのものとする。(アクロインキ)
- (4) 包装 適量小箱(袋)に入れること。個包装のOPPはなし。
- (5) その他 材質はエコマーク取得商品のものとし、カタログ又はウェブサイト等で確認できること。また、材質は、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。

制作にあたっては、上記仕様と共に「東京都グリーン購入ガイド(2023年度版本文)」の【文具類共通】水準1および、〔筆記具〕ボールペン項目、他関連資料も遵守すること。

【東京都グリーン購入ガイド(2023年度版本文)】

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy\\_others/tokyo\\_green/tokyo\\_green.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green.html)

## 8 包装・梱包

適宜数量をダンボール箱に入れて納品すること。ダンボール箱は破損の無いようにし、テープ等により封かんすること。

ダンボール箱の側面の見やすい箇所に品名“東京ブランドPRツール(油性ボールペン)”、内容数量、納入年月日を印刷すること。

## 9 色校正

本機校正は最低2回実施すること。校正を行った時点でTCVBの指示した箇所の修正が完了しなかった場合は、本機校正の3回目以降、完了するまで受託者の責任校正とすること。色校正の提出先は指定の都内3か所とする。

## 10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVBの承諾を得た事項についてはこの限りでない。

### 1.1 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

### 1.2 秘密の保持

受託者は、第10によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第10によりTCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

### 1.3 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権(著作権法(昭和45年法律28号)第27条及び第28条の権利を含む)は、TCVBに譲渡すること。

- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)の規定は、第10により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) 成果物については、TCVB または TCVB の承認を得た者の名において行なう広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (6) 本件による成果物は、TCVB が行う東京の観光 PR 事業等のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

#### 1.4 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」(※1) 及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」(※2) を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」(※3) に定められた事項を遵守すること。

(※1)

[https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401\\_jimutoriyokou.pdf](https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_jimutoriyokou.pdf)

(※2)

[https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401\\_annzenkannriki\\_junimeji.pdf](https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/20230401_annzenkannriki_junimeji.pdf)

(※3)

[https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyu\\_0122.doc](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyu_0122.doc)

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

また、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

##### ア アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前にTCVBから承認を得ること。

##### イ システム要件に係る事項

受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア(OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等)は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。

- ウ 受託者は、TCVB 又は東京都が実施するセキュリティ診断（リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等）に協力すること。ただし、診断の結果の対応については、別途 TCVB と受託者で協議し決定する。
- (3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。
  - ア 本事業の校正確認・納品等において得た関係者の氏名/連絡先/メールアドレスなど。
  - イ TCVB 職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など。
  - ウ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (4) 本事業の遂行にあたり第 10 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
  - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
  - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

#### 1.5 支払方法

受託者への支払は、全ての成果品納入後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

#### 1.6 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。  
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

#### 1.7 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに作業工程表を提出し、TCVB の承認を得ること。
- (2) 受託者は、TCVB と緊密に連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。
- (3) 本契約の履行に関する情報及びデザインは、本契約の履行目的以外に使用してはならない。
- (4) 本契約の履行に際して疑義が生じた場合は、事前に TCVB と協議を行うこと。
- (5) TCVB が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。

- (6) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本委託契約は、令和6年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和6年度 TCVB 収支予算が令和6年3月31日までに TCVB 評議員会で承認された場合において、令和6年4月1日に確定するものとする。

担当者連絡先： 公益財団法人 東京観光財団  
観光事業部 観光事業課  
電話： 03-5579-2683